

# 岐阜県公報

## 目次

住宅供給公社公告

公営住宅又は共同施設の管理

(公共建築住宅課)

ページ  
—

## 住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 藤 井 徳 介

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

岐阜県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)第三条第一項に規定する県営住宅及びその共同施設(ただし、北方住宅及びその共同施設のうち平成九年四月一日以後に供用を開始したものを除く。)

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

岐阜県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により公告する。

岐阜県公報号外 毎週

( 火曜日 )  
( 金曜日 )

発行 ( 休日 に 当 たる )  
とき は 翌 日

平成二十三年三月三十一日

平成二十三年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 藤 井 徳 介

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称  
岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称  
岐阜市営住宅管理条例施行規則（平成三年岐阜市規則第三十三号）別表第一（一）  
の表市営住宅名の欄に記載する市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容  
岐阜市営住宅管理条例（平成三年岐阜市条例第二十四号）第四十七条第二項各号に  
掲げる権限を行うこと

四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間  
平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

平成二十三年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ  
ビー・アール・テクノセンター